



厚生労働省が高齢者虐待防止法に基づき全国の市町村を対象に行った平成20年度の高齢者虐待に関する調査のうち、県内市町の状況がまとまりました。

### 1 虐待に係る相談・通報等の件数

市町への相談・通報件数は、886件（対前年+167件 23.2%増）で、このうち施設従事者の虐待に関する相談が19件（対前年+8件）、家族や親族など養護者による虐待相談が867件（対前年+159件）と、ともに増加した。相談のうち虐待と判断された件数は569件（対前年+113件 24.8%増）であった。 [単位：件]

区分	相談・通報の総件数			うち虐待と判断されたもの			うち虐待と判断されなかった件数		
	H20	H19	H18	H20	H19	H18	H20	H19	H18
施設従事者の虐待	19	11	7	3	1	1	16	10	6
養護者による虐待	867	708	749	566	455	493	301	253	256
合計	886	719	756	569	456	494	317	263	262

(注) 1人が複数、複数が1人を、複数が複数虐待している事例は1件でカウント

### 2 施設従事者による虐待の概要（3件）

被虐待者の状況	男性3名（80歳代） 女性2名（80歳代）
虐待の種別	身体的虐待（暴力）2件 心理的虐待（暴言）1件
虐待者の職種	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の介護ヘルパー
虐待への対応	市町による施設への指導及び施設から改善計画の提出

### 3 養護者による虐待の概要

#### (1) 相談・通報者

介護支援専門員等（ケアマネジャー）が最も多く、次いで、家族・親族、被虐待者本人からの相談であった。

#### (2) 虐待の種別

身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待、介護・世話の放棄、経済的虐待であった。

#### (3) 虐待者の続柄

息子が最も多く、次いで娘、夫の順であった。

#### (4) 虐待への対応

介護保険サービスの利用や施設への緊急一時保護などで分離を行ったのが約3割で、分離をしなかった対応が約6割であった。

### 4 今後の対応

- 施設従事者による虐待はあってはならず、一層の施設指導に努める。
- 介護が必要になったときの適時適切なサービス提供や介護基盤の整備を図り、介護者の介護負担の軽減を図る。
- 困った時に助け合えるよう、地域ぐるみの見守りネットワーク構築への支援を図る。

平成20年度 高齢者虐待防止法に基づく調査結果

(本県と全国の比較)

## 調 査 の 概 要

### 【調査目的】

平成 20 年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ること。

### 【調査方法】

全国 1,800 市町村（特別区を含む）及び 47 都道府県を対象に、平成 20 年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び平成 19 年度に相談・通報があり、平成 20 年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

#### 市町村対象の調査

- 1．養介護施設従事者等による高齢者虐待
  - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
  - (2) 事実確認の状況と結果
- 2．養護者による高齢者虐待
  - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
  - (2) 事実確認の状況と結果
  - (3) 虐待の種別・類型
  - (4) 被虐待高齢者の状況
  - (5) 虐待への対応策
- 3．高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
- 4．虐待等による死亡事例の状況

#### 都道府県対象の調査（養介護施設従事者等による高齢者虐待）

- 1．市町村からの報告件数
- 2．都道府県が直接受け付けた相談・通報対応件数
- 3．1 及び 2 における具体的内容  
虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等

### 【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは...「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・ 老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・ 介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・ 老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・ 介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

## 平成20年度 高齢者虐待防止法に基づく調査結果

### 1 相談・通報件数及び虐待判断件数

高齢者虐待防止法施行3年目に入り、高齢者虐待についての事業者、住民の理解が進んだことにより、市町村への相談・通報件数は、886件（対前年+167件 23.2%増）で、このうち施設従事者の虐待に関する相談が19件（対前年+8件）、家族や親族など養護者による虐待相談が867件（対前年+159件）と、ともに増加した。相談のうち虐待と判断された件数は569件（対前年+113件 24.8%増）であった。

相談・通報の総件数886件のうち、養護者による虐待が867件と98%を占め、施設従事者の虐待は2%（19件）。

表1 相談・通報件数、虐待判断件数

		養介護施設 従事者等によるもの		養護者 によるもの		合 計	
		相談・ 通報件数	虐待判断 件数	相談・ 通報件数	虐待判断 件数	相談・ 通報件数	虐待判断 件数
本 県	20年度	19件	3件	867件	566件	886件	569件
	19年度	11件	1件	708件	455件	719件	456件
	増減 (増減率)	8件 (72.7%)	2件 (200.0%)	159件 (22.5%)	111件 (24.4%)	167件 (23.2%)	113件 (24.8%)
全 国	20年度	451件	70件	21,692件	14,889件	22,143件	14,959件
	19年度	379件	62件	19,971件	13,273件	20,350件	13,335件
	増減 (増減率)	72件 (19.0%)	8件 (12.9%)	1,721件 (8.6%)	1,616件 (12.2%)	1,793件 (8.8%)	1,624件 (12.2%)

注：「施設従事者」...介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

「養護者」... 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

## 2 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

表2 相談・通報対応件数

	20年度	19年度	増減
本県	19	11	8 (72.7%)
全国	451	379	72 (19.0%)

表3 相談・通報者内訳（複数回答）

		本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	医師	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	その他	不(匿名をむ)	合計
		本県	人数	1	6	8	0	0	2	0	0	0
	割合(%)	5.3	31.6	42.1	-	-	10.5	-	-	-	10.5	-
全国	人数	14	156	116	56	3	16	4	24	56	61	506
	割合(%)	3.1	34.6	25.7	12.4	0.7	3.5	0.9	5.3	12.4	13.5	-

(注：構成割合は、相談・通報件数(表2)に対するもの)

要介護施設従事者等による虐待に関する相談・通報者は、本県では「当該施設職員」が42.1%と最も多く、次いで「家族・親族」が31.6%であった。

全国では、「家族・親族」が34.6%で最も多く、次いで「当該施設職員」が25.7%であった。

表4 相談・通報に関する事実確認の状況

		事実確認調査を行った事例				事実確認調査を行わなかった事例				
		総数	事実が認められた	事実が認められなかった	判断に至らなかった	総数	虐待ではなく調査不要と判断した	調査を予定している又は検討中	都道府県へ調査を依頼	その他
本県	件数	12	3	1	8	8	6	1	0	1
	割合(%)	60.0	15.0	5.0	40.0	40.0	30.0	5.0	0.0	5.0
全国	件数	385	70	220	95	84	34	15	5	30
	割合(%)	82.1	14.9	46.9	20.3	17.9	7.2	3.2	1.1	6.4

\*注：事実確認は、平成19年度中に相談・通報があったもののうち、平成20年度に入って調査を行ったものを含むため、合計件数が平成20年度の相談・通報件数と一致しない。

表5 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県へ報告

	本県	全国
市町村から都道府県への報告	3	83
虐待の事実が認められた	3	68
都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある	0	15

表6 市町村から報告された事例への都道府県の対応

	本県	全国
都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事例	0	15
虐待の事実が認められた事例	0	0
虐待ではないと判断した事例	0	5
虐待の判断に至らなかった事例	0	9
後日調査予定、又は調査の要否を検討中の事例	0	1

表7 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

	本県	全国
都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	0	54
事実確認により虐待の事実が認められた事例	0	2
事実確認により虐待ではないと判断した事例	0	10
事実確認を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	0	25
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中の事例	0	1
事実確認調査を行わなかった事例	0	13

表8 虐待の事実が認められた事例件数

区分	市町村から都道府県へ報告があった事例	都道府県と共同して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	総数
本件	3	0	0	3
全国	68	0	2	70

### 3 養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例について

本県では、養介護施設従事者による虐待が認められた事例が3件あった。

<虐待と認められた事例>

報告事項	事例1	事例2	事例3
被虐待者の状況	80代男性及び女性 要介護度2及び3	80代男性(2名) 要介護度2及び4	80代女性 要介護度3
虐待の類型	身体的虐待	心理的虐待	身体的虐待
虐待のあった施設・事業所の種別類型	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)
虐待を行った養介護施設従事者の職種	非常勤の介護ヘルパー	非常勤の介護ヘルパー	常勤の介護ヘルパー
虐待に対する対応	施設に対する指導及び改善計画の提出	施設に対する指導及び改善計画の提出	施設に対する指導及び改善計画の提出

表9 当該施設・事業所の種別

		△ 特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	介護訪問介護 訪問入浴	老人デイサービスセンター	特定施設入所者生活介護	合計
		本県	件数	0	0	0	3	0	0	0	0	0
	構成割合(%)	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
全国	件数	22	10	0	23	0	1	1	7	3	3	70
	構成割合(%)	31.4	14.3	0.0	32.9	0.0	1.4	1.4	10.0	4.3	4.3	100.0

表10 虐待の種別・類型

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
本県	件数	2	0	1	0	0	3
	構成割合(%)	66.7		33.3			-
全国	件数	52	4	21	3	3	83
	構成割合(%)	74.3	5.7	30.0	4.3	4.3	-

注：構成割合は、虐待の事実が認められた事例件数（表9）に対するもの

表11 被虐待高齢者の性別

		男	女	合計
本県	人数	3	2	5
	構成割合(%)	60.0	40.0	100.0
全国	人数	31	73	104
	構成割合(%)	29.8	70.2	100.0

表12 被虐待高齢者の年齢

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	不明	合計
本県	人数	0	0	0	3	2	0	0		0	5
	構成割合(%)				60.0	40.0					100.0
全国	人数	6	11	9	29	28	16	2	0	3	104
	構成割合(%)	5.8	10.6	8.7	27.9	26.9	15.4	1.9	0.0	2.9	100.0

表13 要介護状態区分

	本県		全国	
	人数	構成割合(%)	人数	構成割合(%)
要支援1	0	0	2	1.9
要支援2	0	0	2	1.9
要介護1	0	0	11	10.6
要介護2	2	40.0	18	17.3
要介護3	2	40.0	30	28.8
要介護4	1	20.0	28	26.9
要介護5	0	0	12	11.5
不明	0	0	1	1.0
合計	5	100.0	104	100.0



表14 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢

		30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
本県	人数	2	0	1	0	1	0	4
	構成割合(%)	50.0	0	25.0	0	25.0	0	100
全国	人数	21	19	15	9	9	13	86
	構成割合(%)	24.4	22.1	17.4	10.5	10.5	15.1	100

表15 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

		介護職員	看護職員	管理者	施設長	開設者	その他	合計
本県	人数	4	0	0	0	0	0	4
	構成割合(%)	100	0	0	0	0	0	100
全国	人数	77	1	5	1	1	1	86
	構成割合(%)	89.5	1.2	5.8	1.2	1.2	1.2	100

表16 虐待の事実が認められた事例への対応状況

		本県	全国
市町村による指導等	施設等に対する指導	3件	61件
	改善計画提出依頼	3件	40件
	従事者への注意・指導	0件	12件
介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使(都道府県又は市町村)	報告徴収、質問、立入検査、指導	0件	23件
	改善勧告	0件	3件
	改善命令	0件	0件
	指定の停止	0件	0件
	指定取消	0件	0件
合計		0件	26件
当該施設等における改善措置(複数回答)	施設等から改善計画の提出	3件	53件
	勧告・命令等への対応	0件	3件
	その他	0件	0件

#### 4 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

表17 相談・通報件数

	20年度	19年度	増減(%)
本 県	867	708	159(22.5%)
全 国	21,692	19,971	1,721 (8.6%)

表18 相談・通報者(複数回答)

		介護 支援 専門 員・介 護保 険事 業所 職員	近隣 住 民・知 人	民生 委員	被虐 待高 齢者 本人	家 族・親 族	虐 待者 自身	当該 市町 村行 政職 員	警察	その 他	不 明	合計
本県	人数	342	39	88	125	131	19	72	65	60	1	942
	構成 割合 (%)	39.4	4.5	10.1	14.4	15.1	2.2	8.3	7.5	6.9	0.1	
全国	人数	9,493	1,167	1,758	2,559	2,882	331	1,692	1,470	1,938	176	23,466
	構成 割合 (%)	43.8	5.4	8.1	11.8	13.3	1.5	7.8	6.8	8.9	0.8	

(注) 構成割合は、相談・通報件数(表17)に対するもの。

相談・通報件数は867件で、「介護支援専門員等」が39.4%と最も多く、次いで「家族・親族」(15.1%)「被虐待者本人」(14.4%)であった。

表 19 事実確認の実施状況

	本県		全国	
	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	785	90.4	20,953	95.7
立入検査以外の方法により調査を行った事例	751	(86.5)	20,645	(94.3)
訪問調査を行った事例	453	[52.2]	13,323	[60.8]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	298	[34.3]	7,322	[33.4]
立入検査により調査を行った事例	34	(3.9)	(308)	(1.4)
警察が同行した事例	3	[0.3]	107	[0.5]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	31	[3.6]	108	[0.5]
事実確認調査を行っていない事例	83	9.6	943	4.3
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	53	(6.1)	(520)	(2.4)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	30	(3.5)	(423)	(1.9)
合計	868	100.0	21,896	100.0

表 20 事実確認調査の結果

	本県		全国	
	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)
虐待を受けた又は受けたと判断した事例	566	72.1	14,889	71.1
虐待ではないと判断した事例	115	14.6	3,282	15.7
虐待の判断に至らなかった事例	104	13.2	2,782	13.3
合計	785	100.0	20,953	100.0

相談・通報件数 867 件のうち、訪問調査等の方法で事実確認が行われた結果、市町が虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例(虐待判断事例)は 566 件あった。

表 21 虐待の種別・類型(複数回答)

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
本県	件数	392	170	230	3	133	928
	構成割合 (%)	69.3	30.0	40.6	0.5	23.5	
全国	件数	9,467	4,020	5,651	116	3,828	23,082
	構成割合 (%)	63.6	27.0	38.0	0.8	25.7	

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数(表 20)に対するもの。

「身体的虐待」が 69.3%で最も多く、次いで「心理的虐待」(40.6%)「介護・世話の放棄、放任」(30.0%)「経済的虐待」(23.5%)であった。

表 2 2 被虐待高齢者の性別

		男	女	不明	合計
本県	人数	146	495	0	641
	構成割合(%)	22.8	77.2	0.0	100.0
全国	人数	3,382	11,899	12	15,923
	構成割合(%)	22.1	77.8	0.1	100.0

表 2 3 被虐待高齢者の年齢

		65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90歳以 上	不明	合計
本県	人数	76	70	152	149	126	62	6	641
	構成割合(%)	11.9	10.9	23.7	23.2	19.7	9.7	0.9	100.0
全国	人数	1,552	2,390	3,273	3,676	2,704	1,527	171	15,293
	構成割合(%)	10.1	15.6	21.4	24.0	17.7	10.0	1.1	100.0

表 2 4 要介護認定数

	本県		全国	
	人数	構成割合(%)	人数	構成割合(%)
未申請	194	30.3	3,857	25.2
申請中	20	3.1	371	2.4
認定済み	398	62.1	10,434	68.2
認定非該当(自立)	24	3.7	500	3.3
不明	5	0.8	131	0.9
合計	641	100.0	15,293	100.0

表 2 5 要介護認定者の要介護状態区分

	本県		全国	
	人数	構成割合(%)	人数	構成割合(%)
要支援 1	28	7.0	741	7.1
要支援 2	45	11.3	1,032	9.9
要介護 1	76	19.1	1,978	19.0
要介護 2	64	16.1	2,030	19.5
要介護 3	91	22.9	2,248	21.5
要介護 4	57	14.3	1,534	14.7
要介護 5	37	9.3	825	7.9
不明	0	0.0	46	0.4
合計	398	100.0	10,434	100.0

表26 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	本県		全国	
	人数	構成割合 (%)	人数	構成割合 (%)
自立又は認知症なし	42	10.6	1,640	15.7
自立度	71	17.8	1,612	15.4
自立度	118	29.6	2,906	27.9
自立度	91	22.9	2,243	21.5
自立度	17	4.3	807	7.7
自立度M	18	4.5	247	2.4
認知症あるが自立度不明	29	7.3	688	6.6
自立度 以上 (再掲)	(273)	(68.6)	(6,891)	(66.0)
認知症の有無が不明	12	3.0	291	2.8
合計	398	100.0	10,434	100.0

表27 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

		虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
本県	件数	514	43	9	0	566
	構成割合 (%)	90.8	7.6	1.6	0.0	100.0
全国	件数	12,803	1,820	185	81	14,889
	構成割合 (%)	86.0	12.2	1.2	0.5	100.0

表28 世帯構成

		単身世帯	夫婦二人世帯	未婚の子と同一世帯	既婚の子と同一世帯	その他	不明	合計
本県	件数	22	78	207	196	62	1	566
	割合 (%)	3.9	13.8	36.6	34.6	11.0	0.2	100.0
全国	件数	1,333	2,730	5,297	4,083	1,304	142	14,889
	割合 (%)	9.0	18.3	35.6	27.4	8.8	1.0	100.0

表29 虐待者の被虐待高齢者との続柄

		夫	妻	息子	娘	息子の配偶者 (嫁)	娘の配偶者 (婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
本県	人数	108	25	285	111	57	14	12	35	27	1	675
	割合 (%)	16.0	3.7	42.2	16.4	8.4	2.1	1.8	5.2	4.0	0.1	100.0
全国	人数	2,833	855	6,589	2,479	1,397	349	348	756	729	39	16,374
	割合 (%)	17.3	5.2	40.2	15.1	8.5	2.1	2.1	4.6	4.5	0.2	100.0

表30 虐待への対応策としての分離の有無

対応事例	本県		全国	
	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	184	28.6	5,260	33.3
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	403	62.6	9,357	59.2
被虐待高齢者が複数で異なる対応(分離と非分離)の事例	12	1.9	65	0.4
対応について検討、調整中の事例	25	3.9	666	4.2
その他	20	3.0	456	2.9
合計	644	100.0	15,803	100.0

表31 分離を行った事例の対応(複数回答)

対応事例	本県		全国	
	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)
契約による介護保険サービスの利用	83	42.3	2,066	38.8
やむを得ない事由等による措置	12	6.1	695	13.0
うち面会の制限を行った事例	0	0	186	
緊急一時保護	32	16.3	579	10.9
医療機関への一時入院	24	12.2	1,105	20.7
その他	45	23.0	881	16.5
分離した件数	196	100.0	5,326	100.0

(注)構成割合は、分離した件数に対するもの。

表32 分離していない事例の対応の内訳(複数回答)

対応事例	本県		全国	
	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)
養護者に対する助言・指導	157	37.8	4,490	47.7
養護者自身が介護負担軽減のためのサービスを利用	8	1.9	244	2.6
被虐待者自身が介護保険サービスを新たに利用	107	25.8	1,490	15.8
被虐待者に対するケアプランが見直された上でサービス継続利用	97	23.4	2,635	28.0
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	28	6.7	887	9.4
その他	29	7.0	1,176	12.5
見守りのみ	133	32.0	2,281	24.2
分離していない件数	415		9,422	

(注)構成割合は、分離していない件数に対するもの。対応事例は複数回答あり、事例の合計とは合致しない。

<参考：本県における権利擁護に関する対応>

平成20年度中の成年後見制度については、「利用開始済み」が9件(全国215件)、「利用手続き中」が4件(全国212件)であり、これらを合わせた13件(全国427件)のうち、市町村長申し立ての事例は4件(30.8%)(全国173件 40.5%)であった。

表3 3 市町村における体制整備等に関する状況

対 応 内 容		H20		H19	
		本県	全国	本県	全国
対応窓口部局の住民への周知 (窓口設置後)	市町数 (構成割合)	37 (100.0)	1,786 (99.2)	41 (100.0)	1,789 (98.5)
対応窓口部局の住民への周知 (平成20年度中)	市町数 (構成割合)	37 (100.0)	1,534 (85.2)	41 (100.0)	データなし
独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成	市町数 (構成割合)	24 (64.9)	832 (46.2)	21 (51.2)	725 (39.9)
地域包括支援センター等の関係者への研修	市町数 (構成割合)	27 (73.0)	1,323 (73.5)	24 (58.5)	1,176 (64.8)
講演会や広報紙等による住民への啓発活動	市町数 (構成割合)	32 (86.5)	1,235 (68.6)	30 (73.2)	1,211 (66.7)
居宅介護サービス事業者に法について周知	市町数 (構成割合)	34 (91.9)	1,286 (71.4)	33 (80.5)	1,243 (68.4)
介護保険施設に法について周知	市町数 (構成割合)	27 (73.0)	1,147 (63.7)	24 (58.5)	1,104 (60.8)
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町数 (構成割合)	24 (64.9)	1,118 (62.1)	26 (63.4)	997 (54.9)
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町数 (構成割合)	19 (51.4)	793 (44.1)	19 (46.3)	699 (38.5)
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町数 (構成割合)	21 (56.8)	739 (41.1)	15 (36.6)	677 (37.3)
成年後見制度の市区町村長申立への体制強化	市町数 (構成割合)	34 (91.9)	1,155 (64.2)	33 (80.5)	1,116 (61.5)
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町数 (構成割合)	26 (70.3)	898 (49.9)	25 (61.0)	821 (45.2)
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	市町数 (構成割合)	29 (78.4)	981 (54.5)	28 (68.3)	946 (52.1)

表3 4 虐待等による死亡事例（市町で把握し、国に回答した事例）

	本県	全国
養護者による被養護者の殺人	1 件	10 件
養護者の介護放棄等による致死	-	5 件
養護者の虐待による致死	-	2 件
その他	-	7 件
合計	1 件	24 件

< 参考：本県での虐待による死亡事例（市町から報告のあったもの） >

事件発生日	平成 20 年 4 月 17 日	
市町名	湖西市	
事件形態	養護者による被養護者の殺人	
養護者と被養護者の家族状況	養護者、被養護者及び他家族と同居	
養護者の状況	性別	男
	年齢	60 歳代
	続柄(被養護者からみて)	息子
被扶養者の状況	性別	女
	年齢	90 歳代
	要介護度	不明
	認知症の有無	不明
事件前の行政サービス等の利用	介護保険サービス	利用なし
	医療機関の利用	不明
	行政への相談	なし
事件の原因	介護疲れ	
事件を受けてとった対応策	虐待相談窓口の拡大	
虐待に関する相談・通報の受付の有無	なし	



## 平成 20 年度 高齢者虐待防止法に基づく調査結果の概要

### 【調査目的】

平成 20 年度に、全国の市町村等において、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき行われた、高齢者虐待についての対応状況等を把握するため、昨年度に引き続き、全市町村（特別区を含む。）及び都道府県を対象とした調査を実施した。

### 【調査結果】

（括弧内は 資料のページ数）

#### 1 概 要

高齢者虐待防止法施行 3 年目に入り、高齢者虐待についての事業者、住民の理解が進んだことにより、市町村への相談・通報件数は、886件（前年 + 167件 対前年 23.2% 増）と増加した。

内訳は、養介護施設従事者等（ 1 ）の虐待に関する相談が 19件（ + 8件）、養護者（ 2 ）による虐待相談が 867件（ + 159件）と、ともに増加した。

なお、相談のうち虐待と判断された件数は 569件（前年 + 113件 対前年 24.8% 増）であった。（ 3 頁 表 1 ）

- 1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者
- 2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

本県では、養介護施設従事者等による虐待事例が 3 件であった。（ 6 頁 ）  
該当事例の虐待の種類・類型は、身体的虐待が 2 件（ 66.7% ）、心理的虐待が 1 件（ 33.3% ）となっており、被虐待高齢者は、男性 3 名、女性 2 名で、年齢はいずれも 80 歳代であった。（ 7 頁 表 1 0 ~ 表 1 2 ）

養護者による高齢者虐待について、種類・類型は、身体的虐待が、69.3%、次いで心理的虐待が 40.6% となっており、被虐待高齢者は、女性が 77.2%、年齢は 80 歳代が 42.9% であった。（ 1 0 ~ 1 1 頁 表 2 1、表 2 2 ）

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等については、高齢者虐待の対応窓口の住民への周知が県内全市町で実施済みである。（ 1 4 頁 表 3 3 ）

## 2 養介護施設従事者等による高齢者虐待

- ・平成20年度に相談・通報のあった件数は、19件であり、前年度より8件(72.7%)増加した。(4頁 表2)
- ・相談・通報者は、「当該施設職員」が42.1%最も多く、次いで「家族・親族」が31.6%であった。(4頁 表3)
- ・市町村又は都道府県が事実確認調査を行い、虐待の事実が認められた事例は、3件であった。(4頁 表4)
- ・虐待の事実が認められた事例3件における施設種別は、すべて「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」であった。(6頁)
- ・虐待の種別・類型では、「身体的虐待」が2件、「心理的虐待」が1件であった。(7頁 表10)
- ・被虐待高齢者は、男性3名、女性2名、年齢はいずれも80歳代であった。要介護度は3以上が60%を占めた。(7頁 表11~表13)
- ・虐待者は、30歳未満が50%、職種は、すべて「介護職員」である。(8頁 表14~表15)
- ・虐待事例への市町村等の対応は、施設等への指導、改善計画の提出であった。(8頁 表16)

## 3 養護者による高齢者虐待

- ・平成20年度に相談・通報のあった件数は、867件であり、前年度より159件(22.5%)増加した。(9頁 表17)
- ・相談・通報者は、「介護支援専門員」が39.4%で最も多く、次いで「家族・親族」15.1%、「被虐待高齢者本人」14.4%であった。(9頁 表18)  
これら通報・相談に対する市町村の事実確認調査は「訪問調査」が52.2%、「関係者からの情報収集」34.3%、「立入調査」3.9%により実施された。(10頁 表19)
- ・調査の結果、虐待を受けた又は受けたと判断された事例は、566件であり、相談全体の72.1%であった。(10頁 表20)
- ・虐待の種別・類型では、「身体的虐待」が69.3%で最も多く、次いで「心理的虐待」40.6%、「介護等放棄」30.0%、「経済的虐待」23.5%であった(重複あり)。(10頁 表21)
- ・被虐待高齢者は、女性が77.2%、年齢は80歳代が42.9%であった。要介護認定の状況は認定済みが62.1%であり、要介護認定を受けた者を要介護度別に見ると、要介護3が22.9%、要介護1が19.1%の順であった。(11頁 表22~表25)
- ・虐待者との同居の有無では、同居が90.8%、世帯構成は「未婚の子と同一世帯」が36.6%で最も多く、既婚の子と合わせると71.2%が、子と同居であった。  
続柄では、「息子」が42.2%で最も多く、次いで「娘」16.4%「夫」16.0%であった。(12頁 表27~表29)

- ・ 虐待事例への市町村の対応は、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離」が28.6%の事例で行われた。分離を行った事例では、「介護保険サービスの利用」が42.4%で最も多く、次いで施設等への「緊急一時保護」16.3%であった。  
分離していない事例では、「養護者に対する助言指導」が37.8%で最も多く、次いで「見守り」32.0%であった。(13頁 表30～表32)

#### 4 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

- ・ 項目ごとの実施率では、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が県内のすべての市町で実施済みとなっている。  
一方、「関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」56.8%、「保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築への取組」51.4%などの項目については、今後も積極的に取り組むべきである。(14頁 表33)
- ・ 市町で把握し、国に回答した虐待等による死亡事例としては、本県では、養護者による殺人が1件報告された。(湖西市 同居の息子による母親殺人)  
(15頁 表34)